

2017年9月13日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番11号  
シマダヤ株式会社  
代表取締役社長 木下 紀夫

## 臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2017年12月13日開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2017年9月30日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

以上